

令和 5 年 5 月 16 日

武蔵野市第 5 期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画専門部会（第 1 回）

武蔵野市第 5 期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画専門部会
傍聴要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、武蔵野市第 4 期健康福祉総合計画・第 6 期地域福祉計画専門部会等設置要綱（令和 5 年 4 月 17 日施行）の規定に基づき設置した武蔵野市第 5 期健康推進計画・食育推進計画・自殺総合対策計画専門部会（以下「専門部会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の公開原則）

第 2 条 専門部会の会議は、公開する。ただし、会議を非公開とする専門部会の議決があったときは、この限りでない。

（傍聴人の定員）

第 3 条 傍聴の受付は先着順とし、定員は 10 名以内とする。ただし、部会長が特に必要と認めるときは、会場の広さ等により専門部会に支障のない範囲内で、定員を超えて傍聴させることができる。

（傍聴の手続き）

第 4 条 専門部会を傍聴しようとする者は、会議当日、所定の場所で、傍聴人受付簿に住所、氏名を記入しなければならない。

（傍聴人の守るべき事項）

第 5 条 傍聴人は、用意された席で、静粛に良識ある態度で傍聴しなければならない。なお、会議の進行を行う者から、特に求められた場合を除いて、発言はできない。

（撮影及び録音）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において写真等の撮影や、録音等を行ってはならない。ただし、部会長が特に認めた場合は、この限りではない。

（意見の提出）

第 7 条 傍聴人は、専門部会の終了後、所定の様式により意見を提出することができる。

（係員の指示）

第 8 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 9 条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会議の進行を行う者はこれを制止し、その命令に従わないときは、部会長は当該傍聴者を退場させることができる。

付 則

- 1 この要領は、令和 5 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。